

## 災害時における保健所機能強化について

## 1 平成30年7月豪雨災害による被害状況について

## (1) 人的被害〈住所地別〉

平成30年豪雨災害による人的被害については、倉敷市において8月23日に2人の災害関連死の認定がなされたため、県内の死者数は81人となりました。

(人)

	死者		行方不明者	重傷	軽傷	計
		うち、災害関連死				
岡山県	81	20	3	16	161	261
管内 計	77	18	0	13	156	246
倉敷市	64	12		9	111	184
笠岡市	1			1	3	5
井原市	2				4	6
総社市	7	5		2	36	45
浅口市	1			1		2
里庄町	1					1
矢掛町	1	1			2	3

## (2) 住家被害

(棟)

	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
岡山県	4,830	3,365	1,126	1,541	5,517
管内 計	4,749	1,846	985	280	800
倉敷市	4,646	843	369	116	
笠岡市	2	177	25	22	153
井原市	11	39	23	120	167
総社市	84	544	523		263
浅口市	1	2	10	5	71
早島町			1		52
里庄町	1	2	4		9
矢掛町	4	239	30	17	85

## (3) 非住家被害

(棟)

	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
岡山県	216	390	303	1,587	366
管内 計	190	375	257	1,420	60
倉敷市	75		7	1,153	18
笠岡市	1	2	12	11	2
井原市	7	7	32	248	17
総社市	100	366	203		11
浅口市	6		3	1	12
早島町					
里庄町					
矢掛町	1			7	

管内には、倉敷市を含めます。

## 2 岡山県災害医療本部等の見直しについて

### (1) 概要

#### ア 県災害医療本部

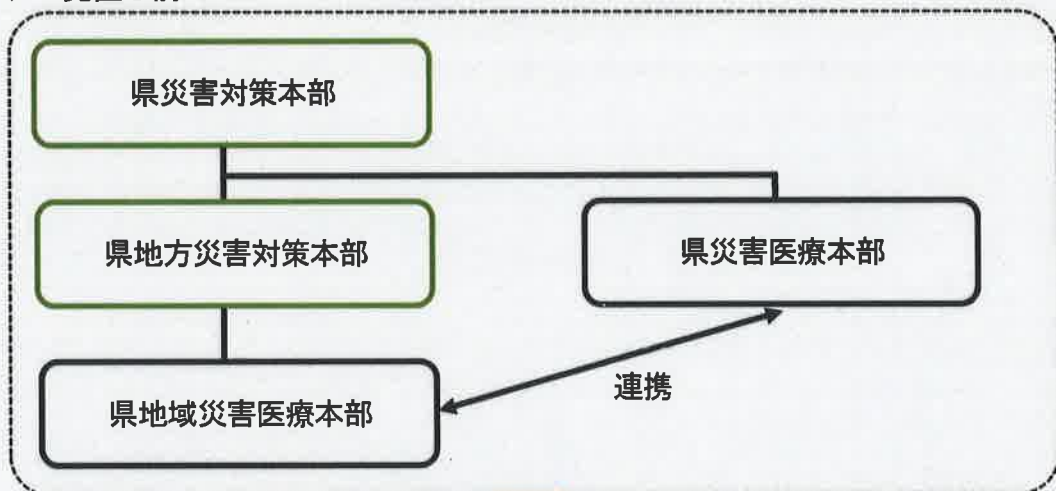
「県災害**保健医療調整**本部」に改組し、医療チーム、保健師チーム、DPAT(災害派遣精神医療チーム)等が災害現場等で一体的な組織として機能できるよう、それらの指揮や派遣調整、保健医療活動に関する情報共有、分析、統合調整を行う組織とする。

#### イ 県地域災害医療本部

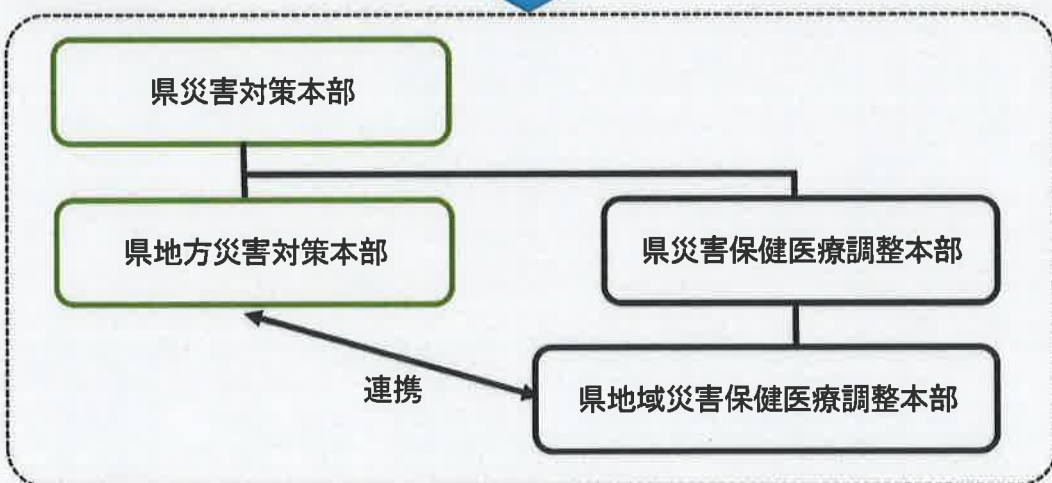
これまで地方災害対策本部の下部組織として位置づけられていたが、「県地域災害**保健医療調整**本部」に改組した上で、「県災害**保健医療調整**本部」の下部組織として位置づけ、保健と医療の連携を図ることとした。

### (2) イメージ図

#### ア 見直し前



#### イ 見直し後



## 岡山県災害保健医療調整本部等設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山県地域防災計画に基づき、岡山県災害保健医療調整本部(以下「県本部」という。)及び岡山県地域災害保健医療調整本部(以下「地域本部」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県本部は、岡山県災害対策本部条例(昭和37年岡山県条例第48号)に基づく岡山県災害対策本部(以下「県災対」という。)が設置された場合、又は県内で発生した災害等により「おかやまDMAT」が出勤する場合に、県災対の下に設置する。

(業務)

第3条 県本部は、災害対応に係る保健医療活動の総合調整を行うため、次に掲げる事項を処理する。

(1) 保健医療活動チームの派遣調整

(2) 保健医療情報の収集、整理、分析及び提供

(3) 傷病者等の受入れの要請及び搬送に関する総合調整

(4) 医薬品等の供給に関する総合調整

(5) 医療ボランティアの統括

(6) その他災害対応に係る保健医療活動に関する必要な事項

(構成)

第4条 県本部は、別表1に掲げる者をもって構成する。

2 県本部に、本部長、副本部長を置き、本部長は、保健福祉部長の職にある者を、副本部長は、保健福祉部次長及び保健福祉部参与の職にある者をもって充てる。

(本部長等)

第5条 本部長は、県本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、本部長の職務を代理する。

3 本部員は、本部長及び副本部長の命を受け、所掌事務を処理する。

4 専門委員は、本部長に専門的な助言を行うとともに、所属機関を代表して、県本部との連携を図る。

5 災害医療コーディネーターは、専門委員と連携し、本部長に災害時の医療に関する支援策の立案、調整等を行う。

(本部会議)

第6条 県本部に本部会議を置き、本部長が招集する。

2 本部会議は、本部長が主宰し、第3条に掲げる事項に関し、対策の調整及び推進について協議する。

(地域本部)

第7条 本部長は、岡山県災害対策本部規程(昭和57年合同訓令第2号)に基づく地方災害対策本部が設置された場合、又は県民局の管内で発生した災害等により「おかやまDMAT」が出勤する場合に、必要があると認めるときは、当該保健所長に対し、県本部の下に、地域本部の設置を指示する。

(地域本部の業務)

第8条 地域本部は、災害時の保健医療活動に関する調整を行うため、所管する地域において第3条に掲げる事項を処理する。

(地域本部の構成)

第9条 地域本部には、別表2に掲げる者をもって構成することを標準とする。

(地域本部長等)

第10条 地域本部長は、地域本部を総括する。

2 地域副本部長は、地域本部長を助け、地域本部長に事故あるときは、地域本部長の職務を代理する。

3 地域本部員は、地域本部長及び地域副本部長の命を受け、所掌事務を処理する。

4 地域専門委員は、地域本部長に専門的な助言を行うとともに、所属機関を代表して、地域本部との連携を図る。

(庶務)

第11条 県本部の庶務は、保健福祉部医療推進課において、地域本部の庶務は、県民局健康福祉部保健課又は企画調整情報課において処理する。

2 第3条及び第8条に規定する業務の遂行については、本部員及び地域本部員の属する課等において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、県本部について必要な事項は本部長が、地域本部について必要な事項は地域本部長が、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月31日から施行する。

別表 1

## 岡山県災害保健医療調整本部構成員

職 名	所 属 ・ 職 名
本 部 長	保健福祉部長
副本部長	保健福祉部次長
	保健福祉部参与
本 部 員	保健福祉部保健福祉課長
	保健福祉部医療推進課長
	保健福祉部健康推進課長
	保健福祉部生活衛生課長
	保健福祉部医薬安全課長
	危機管理課長
	消防保安課長
専 門 委 員	岡山県医師会長
	岡山県病院協会会長
	岡山県精神科病院協会会長
	岡山県歯科医師会長
	岡山県薬剤師会長
	岡山県看護協会会長
	岡山県栄養士会長
	(基幹災害拠点病院) 岡山赤十字病院長
	日本赤十字社岡山県支部長
岡山県医薬品卸業協会会長	
災害医療 コーディネーター	知事が別に委嘱する者

別表2

## 岡山県地域災害保健医療調整本部構成員

職名	所属・職名	備前局	備中局	美作局
地域本部長	県民局健康福祉部 担当次長(保健所長)	備前県民局健康福祉部 担当次長	備中県民局健康福祉部 担当次長	美作県民局健康福祉部 担当次長
地域副本部長	県民局次長(保健所長)		備中県民局次長 (備北保健所長)	美作県民局次長 (真庭保健所長)
	県民局健康福祉部長	備前県民局健康福祉部長	備中県民局健康福祉部長	美作県民局健康福祉部長
地域本部長	県民局健康福祉部 企画調整情報課長	備前県民局健康福祉部 企画調整情報課長	備中県民局健康福祉部 企画調整情報課長	美作県民局健康福祉部 企画調整情報課長
	県民局健康福祉部保健課長	備前県民局健康福祉部 保健課長	備中県民局健康福祉部 保健課長	美作県民局健康福祉部 保健課長
	県民局健康福祉部 〇〇保健課長 (備北、真庭)		備中県民局健康福祉部 備北保健課長	美作県民局健康福祉部 真庭保健課長
	県民局健康福祉部 〇〇地域保健課長 (東備、井笠、新見、勝英)	備前県民局健康福祉部 東備地域保健課長	備中県民局健康福祉部 井笠地域保健課長	美作県民局健康福祉部 勝英地域保健課長
			備中県民局健康福祉部 新見地域保健課長	
	県民局健康福祉部 衛生課長	備前県民局健康福祉部 衛生課長	備中県民局健康福祉部 衛生課長	美作県民局健康福祉部 衛生課長
県民局健康福祉部 〇〇衛生課長 (備北、真庭)		備中県民局健康福祉部 備北衛生課長	美作県民局健康福祉部 真庭衛生課長	
地域専門委員	地区医師会長			
	岡山県病院協会支部長			
	地区歯科医師会長			
	岡山県薬剤師会支部長			
	岡山県看護協会支部長			
	岡山県栄養士会支部長			
	災害拠点病院(地域災害拠点病院)長			
災害医療 コーディネーター	知事が別に委嘱する者			

### 3 保健所の対応について

災害時、保健所は住民の生命・安全な暮らしの確保と避難生活等に伴う二次健康被害を最小限度におさえ、被災地地域全体の早期復興を目的に支援の体制づくりや被災市町村の支援の役割を担っています。

#### (1) 平成30年7月豪雨における対応

##### ①保健所主体業務

- ・保健医療調整本部の設置・運営
- ・真備地域の医療機関の復旧状況、定点調査の実施
- ・災害保健対応を市町と検討、調整本部への情報伝達、活動記録の集計
- ・要支援児(者)への支援(難病・小児慢性特定疾患・精神)

##### ②被災市町への支援

- ・住民の医療アクセスの確保(通院支援タクシー、通院支援バス)
- ・被災地域の訪問調査(被害実態及び健康調査)の実施支援
- ・乳幼児健診の支援
- ・床上浸水被害家屋の消毒支援(消毒薬の提供や使用方法の指導等)

#### (2) 災害時の保健所の役割について

##### 【保健医療関係】

備中地域災害保健医療本部の設置・運営  
総合的な医療情報の収集及び提供、災害・救急医療情報システムによる情報収集  
傷病者受入要請等  
保健師等による公衆衛生活動の調整  
保健師等による公衆衛生活動  
被災者への保健指導  
感染症への対応  
防疫、健康調査の実施と消毒の指示  
要配慮者の支援  
義援金受付窓口の設置、受付

##### 【衛生関係】

医薬品等の供給に関する総合調整  
飲料水等の確保、毒物劇薬による被害拡大防止等  
避難所における衛生指導  
衛生関係施設の営業再開指導等

このほか、備中保健所では経時変化するニーズに合わせ、取り組んでまいります。